

公安委員会 説明資料No. <b>1</b>	「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則案」について	平成26年10月9日 給与厚生課
---------------------------	--	---------------------

## 1 改正の趣旨

- 平成26年1月、「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」が提言を取りまとめ、「配偶者暴力被害以外にも、全額支給又は減額割合を3分の1までとする特例を認めるべきである」とされた。
- これを受け、犯罪被害者等施策推進会議において、「取りまとめに従った施策の推進については、与党と連携しつつ、具体化に向けた取組を進める」とされたこと等を踏まえ、今般、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和55年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）の改正を行うもの。

## 2 規則案の内容

### (1) 犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に兄弟姉妹の関係がある場合に係る不支給事由の見直し

犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に兄弟姉妹に該当する親族関係があったときは、当該兄妹姉妹が同居していた場合に限り、犯罪被害者等給付金を支給しないこととする。

### (2) 児童虐待等と認められる親族間犯罪の場合における特例規定の見直し

規則第10条第1項第1号又は第2号に該当する場合において、当該犯罪行為が

- 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に定める児童虐待
- 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に定める高齢者虐待
- 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）に定める障害者虐待

に該当すると認められるとき（当該犯罪行為が行われた時に、当該加害者による虐待により当該犯罪被害者の生命又は身体に重大な危険が生じていた場合に限る。）又はこれに準ずる事情がある場合は、犯罪被害者等給付金を最高で全額支給できるようにする。

## 3 意見募集の結果

規則案について、平成26年8月22日から同年9月20日までの間、意見公募手続を実施したところ、2件の意見が寄せられた。寄せられた意見及びこれに対する警察庁の考え方は別添のとおりである。

## 4 施行期日

平成26年11月1日（土）

## 1 趣旨

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案及び指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則案について、意見公募手続の結果を踏まえ、改正するもの。

## 2 改正案の概要

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案

ア 従業者名簿の記載事項（府令第20条関係）

風俗営業者等に営業所又は事務所ごとに備え付けるよう義務付けられている従業者名簿についての記載事項から本籍（日本国籍を有しない者にあつては、国籍）を削除することとする。

イ 確認書類（府令第21条関係）

風俗営業者等が、当該営業に関して客に接する業務に従事させようとする者について行う確認は、日本国籍を有する者については、本籍地のある都道府県名が記載されている書類をもって行うこととする。

- (2) 指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則案

ア 指定講習機関、特定届出自動車教習所又は特定教育を行う者が、それぞれ備え付けるよう義務付けられている帳簿の記載事項から、特定講習を終了した者、指定教習課程に係る教習を受けた者又は特定教育を受けた者に係る本籍及び国籍等（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する「国籍等」をいう。）を削除することとする。

イ その他所要の規定を整備する。

## 3 意見公募手続の実施結果

平成26年8月22日（金）から平成26年9月20日（土）までの間、意見公募手続を実施したところ、331件の意見が寄せられた。

警察庁としては、原案どおりとすることが適当であると考えている。

## 4 今後の予定

公布の日に施行

## ○ 概要

一般社団法人全日本指定自動車教習所協会連合会からの認定個人情報保護団体の認定に関する申請に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第39条各号に掲げる基準に同法人が適合するものと認められること等から、このたび、法第37条第1項に基づき、同法人を認定個人情報保護団体として認定するもの。

（参考：認定個人情報保護団体の認定に関する制度概要）

### ○ 認定

個人情報取扱事業者の個人情報の適正な取扱いの確保を目的として、次の業務を行おうとする法人は、主務大臣の認定を受けることができることとされている（法第37条第1項）。

- ・ 対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情の処理
- ・ 個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供
- ・ 上記のほか、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務

### ○ 認定の基準

主務大臣は、認定の申請が次のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならないこととされている（法第39条）。

- ・ 業務を適正かつ確実にを行うに必要な業務の実施の方法が定められていること
- ・ 業務を適正かつ確実にを行うに足る必要な知識及び能力並びに経理的基礎を有すること
- ・ 業務以外の業務を行っている場合は、業務が不公正になるおそれがないこと

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. <b>4</b></p>	<p>平成27年度採用候補者(国家公務員採用 総合職・一般職試験合格者)の内定について</p>	<p>平成26年10月9日</p> <p>人事課</p>
<p>1 総合職（警察官）：19名（うち女性6名）</p> <p>東京大学：13名（うち女性3名）</p> <p>東京大学大学院：2名</p> <p>慶應義塾大学：2名（うち女性2名）</p> <p>京都大学：1名</p> <p>一橋大学：1名（うち女性1名）</p> <p>2 総合職（情報通信職員）：7名（うち女性3名）</p> <p>東京大学：2名</p> <p>京都大学大学院：1名（うち女性1名）</p> <p>東北大学大学院：1名（うち女性1名）</p> <p>大阪大学大学院：1名</p> <p>京都大学：1名</p> <p>千葉大学：1名（うち女性1名）</p> <p>3 総合職（科学警察研究所職員）：3名（うち女性2名）</p> <p>東京大学大学院：2名（うち女性1名）</p> <p>東北大学大学院：1名（うち女性1名）</p> <p>4 一般職（大卒程度・警察官）：7名（うち女性3名）</p> <p>京都大学大学院：1名</p> <p>早稲田大学大学院：1名</p> <p>東京大学：1名（うち女性1名）</p> <p>東北大学：1名</p> <p>岩手大学：1名</p> <p>広島大学：1名（うち女性1名）</p> <p>慶應義塾大学：1名（うち女性1名）</p>		

**1 意義**

明治7年の警察制度創設以来、その職に殉じた警察職員及び警察活動に協力し、又は他人の生命を救助しようとして殉難された方の御霊を慰めるため、昭和48年以降毎年開催され、今回で42回目となる。

**2 開催日時**

平成26年10月23日（木）午後1時30分～（約1時間）

**3 開催場所**

東京都千代田区隼町1番1号 グランドアーク半蔵門

**4 主催等**

- (1) 主催 公益財団法人警察協会  
 (2) 後援 警察庁、各都道府県警察

**5 合祀する御霊**

- (1) 新たに合祀する御霊  
 ○ 殉職警察職員 4柱  
 ○ 警察協力殉難者 3柱 計 7柱  
 (2) 合祀御霊の合計（上記7柱を含む。）  
 ○ 殉職警察職員 5,561柱  
 ○ 警察協力殉難者 620柱 計 6,181柱

**6 参列遺族**

- 殉職警察職員 2遺族 6名  
 ○ 警察協力殉難者 2遺族 9名 計 4遺族15名

**7 式次第**

- (1) 開式  
 (2) 殉職警察職員・警察協力殉難者名簿の奉納  
 (3) 式辞 警察協会会長  
 (4) 黙祷  
 (5) 追悼の辞 内閣総理大臣（調整中）、国家公安委員会委員長  
 警察庁長官、都道府県警察職員代表（新合祀者の上司）  
 (6) 指名献花 警察協会会長、遺族、内閣総理大臣（調整中）  
 国家公安委員会委員長、国家公安委員会委員  
 警察庁長官  
 都道府県公安委員会代表、都道府県警察代表  
 歴代国家公安委員会委員長、元国家公安委員会委員  
 衆議院議員、参議院議員、退職警察幹部  
 全国警察官友の会会長、警察協会賛助団体代表  
 警察協会役員、警察育英会役員  
 (7) 一般献花 来賓（指名献花者を除く。）、次長、官房長、各局部長  
 総括審議官、首席監察官、人事課長、給与厚生課長  
 新合祀者関係県警察本部長  
 (8) 挨拶 警察協会専務理事  
 (9) 閉式

### 1 これまでの東ティモール警察支援について

平成11年 東ティモール住民投票を実施するため国連PKOが設立

※ 日本警察から国連PKOに警察官3名を派遣(平成11年7月～9月)。

平成14年 東ティモールがインドネシアから独立(独立後、国連PKO撤退)。

平成18年 東ティモール治安維持等のため国連PKOが再度設立(平成24年撤退)。

※ 日本警察から国連PKOに警察官4名を派遣(平成19年～20年)。

平成23年 警察官2名をJICA専門家として派遣し、東ティモール警察に対し、地域警察に係る助言・指導を実施(11月～12月)。

平成25年 東ティモールからの要請に基づき、地域警察支援を目的とした3カ年のJICAプロジェクトが採択。

※ 初年度として、警察官2名をJICA専門家として派遣(11月)。

### 2 本年の東ティモールへのJICA専門家派遣について

#### (1) 派遣予定者・期間

○ 3名(警部1名、警部補2名)

○ 59日間(10月15日～12月12日)

#### (2) 活動内容

○ 東ティモールにおける地域警察(交番の活動・運営等)に係る助言・指導。

○ 11月15日から23日までの間、東ティモール警察官30名をインドネシアに引率し、インドネシアの地域警察活動に係る第三国研修(交番の視察、実務研修等)の実施。

### 3 その他

平成13年から26年までの間に計45名の東ティモール警察官が来日し、日本での研修を修了。

## 1 「すべての女性が輝く社会づくり本部」の設置について

様々な状況に置かれた女性が、自らの希望を実現して輝くことにより、我が国最大の潜在力である「女性の力」が十分に発揮され、我が国社会の活性化につながるよう、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官及び女性活躍担当大臣を副本部長、他の全ての国務大臣を本部員とする「すべての女性が輝く社会づくり本部」が内閣に設置された（平成26年10月3日閣議決定）。

## 2 「すべての女性が輝く政策パッケージ」の策定について

### (1) 概要

すべての女性が生きがいや充実感をもって家庭・地域・職場で輝くことができる社会の実現を目指すために、来年春頃までに実施すべき各府省庁の政策を取りまとめたものである（平成26年10月10日すべての女性が輝く社会づくり本部決定予定）。

### (2) 本パッケージに含まれる警察庁の政策

本パッケージは、「安心して妊娠・出産・子育て・介護をしたい」、「職場で活躍したい」、「地域で活躍したい、起業したい」、「健康で安定した生活をしたい」、「安全・安心な暮らしをしたい」、「人や情報とつながりたい」といった6項目に分かれており、警察庁が主導する政策は、「安全・安心な暮らしをしたい」に分類されている下記の2つである。

#### ① 女性を対象とする犯罪の未然防止対策等の推進

女性を対象とする性犯罪等の前兆事案に迅速に対処するほか、情報発信、学校、企業等と連携した防犯教室等の一層の充実を図る。

#### ② ストーカー対策の抜本的強化

本年8月に警察庁の有識者検討会において提言された取組の方向性も踏まえつつ、関係省庁からなる会議において検討の上、総合対策を年度内を目途に取りまとめる。